



【タイトル】

消費税免税制度における別送の取扱い廃止のお知らせ

【ポイント】

● 2025年4月1日より、訪日外国人旅行者向け（日本人の一時帰国者を含む）消費税免税制度における別送の取扱いが廃止されます。

【本文】

1 2025年4月1日より、訪日外国人旅行者向け（日本人の一時帰国者を含む）消費税免税制度における別送の取扱い（出国時に税関に輸出を証する書類（一定の記載事項を満たした配送伝票等）を提示することで、輸出の確認を受ける取扱い）が廃止されます。

2 詳細につきましては、こちらの[リーフレット（英語）](#)をご確認ください。

3 その他、以下の観光庁ウェブサイトにおいても案内しておりますので、併せてご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/page01_000001_00006.html

○内容にかかるお問い合わせは、リーフレットに記載されている相談窓口へ直接ご相談ください。

【問い合わせ先】

在南アフリカ日本国大使館

HP：http://www.za.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

住所：259 Baines St, Cnr Frans Oerder St, Groenkloof, Pretoria

電話：+27 12 452 1500 領事・警備

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>